

平成27年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会
議事次第

日 時 平成27年9月29日（火）15時00分～17時00分
場 所 厚生労働省専用第23会議室（中央合同庁舎第5号館6階）

議 題

1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の個別の適用除外の取扱い及びこれらの物質群が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について

2. その他

【配付資料一覧】

- 資料1 第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の個別の適用除外の取扱い及びこれらの物質群が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について（案）
- 資料2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく審査状況について
- 資料3-1 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令の制定について
- 資料3-2 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定について
- 参考資料1 第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の個別の適用除外の取扱い及びこれらの物質群が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について（案）
- 参考資料2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（抄）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（抄）
- 参考資料3 諮問書
- 参考資料4 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7回締約国会議において決定された事項
- 参考資料5 塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の分解性、蓄積性及び長期毒性等について